

じければ、文字相用るは常の事なり、宗像と名付し意は、宗像社記に云、筑前國風土記曰、宗像大神自居崎門山天降之時、以青紹玉置奥津宮之表、以八坂瓊紫玉置中津宮之表、以八咫鏡置邊津宮之表、以此表成神體之形、而納三宮、即納隱之、因曰身形郡、釋日本紀云、先師說云、胸肩神體爲玉之由、見風土記、然則尋其由來爲其神像者也、今この説によりて案するに、宗像と名付し事、三神の御身の形をもつて三宮に納しゆえ、身の形の社といふ、三神のいますところなる故、身形郡と號す、みのとむなと相通すればいにしへ和語のならひ、轉じてむなかたと名付しならん、

一凡此郡は北に海をうけ、海中に島あり、東は遠賀郡にとなりて、高山を以て限とし、南は鞍手郡にさかひて、また山を隔て、西は原野にて糟屋郡につゞけり、郡中にも山野多くして、所々に小川あり、凡河海の利乏しからず、只北海に近くして、時に颶風の災あるのみ、

(續日本紀文武)二年三月己巳、詔筑前國宗形出雲國意宇二郡司、宜聽連任三等已上親、

(續日本紀元明)和銅二年五月庚申、筑前國宗形郡大領外從五位下宗形朝臣等柿授外從五位上、

(筑前國續風土記十三)遠賀郡

日本紀に、仲哀天皇の八年春正月己卯朔壬午、筑紫に幸し給ふ時に、岡縣主の祖熊鷗と云し人、天皇の筑紫に幸し給ふ事を聞きて、周芳の沙歷の浦に参迎へ奉りしことあり、岡縣とは則此遠賀郡の事なり、遠賀とは岡の字を真名倭字に書たるなり、仙覺萬葉注に、筑前風土記を引て、鰐舸縣と書けり、内浦の西原村より蘆屋までの海邊に高き岡つゞけり、故に其邊を岡と稱し、郡の名を是によりて名附しならん、又むかしは此郡所々に馬牧多くして、村井、熊村、波津浦村に牧ありし其地あり、猶この外にも多かりしとかや、故に中頃より、此郡を御牧郡と稱せり、僧万里が梅庵集に、宗悅大人者、筑之前州御牧香月郷其扮里とかけり、又天文年中、大内義隆大府定降も、筑前御牧郡といへり、寛文四年に、國郡の名皆舊に復すべきよし台命あり、是よりして古き名にかへりて、